

# 産業建設常任委員会

日時 令和4年5月25日（水）午後1時30分～  
場所 第3委員会室

---

## 1 開議

## 2 案件

### （1）行政報告

- ① 開発許可制度に係る京都府開発審査会付議基準の一部条例化について
- ② 亀岡運動公園競技場改修について  
（まちづくり推進部）
- ③ 鶏卵GP（選別包装）センター建設補助事業について
- ④ 亀岡市土づくりセンター有機肥料生産用車両の整備について  
（産業観光部）

### （2）行政視察の総括

- ① 新規就農者への支援及び農産加工品の取組について
- ② 鳥獣被害対策について
- ③ 木質バイオマスの取組について

### （3）委員会テーマと委員会の今後の取組

## 3 その他

# 産業建設常任委員会

## 開発許可制度に係る京都府開発審査会付議 基準の一部条例化について（資料 1、2）

（亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正（案））

令和4年5月25日（水）

まちづくり推進部都市計画課

## 1 条例改正の目的

京都府開発審査会付議基準（以下「付議基準」という。）の一部を亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（以下「条例」という。）に移行し、開発許可手続きの迅速化・簡素化を図る。

## 2 付議基準とは

開発許可制度において、市街化調整区域での開発行為又は建築行為は都市計画法第 34 条各号のいずれかに適合するものでなければ許可を行うことができないが、同法第 34 条第 1 号から第 13 号までのいずれの規定にも該当しない場合であっても、本市が定める付議基準に適合するものであり、周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められるものについては、京都府開発審査会の議を経て許可することができるとしている。

現在本市では 15 項の具体的基準を定めている。

## 3 付議基準の条例化について

京都府においても同様に付議基準を定めており、基準への適合性の判断が定型的、かつ、明確に行うことができる基準については、許可手続きの迅速化・簡素化を図るため、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして許可事務を進める「事後報告案件」として取り扱っている。

本市においては、開発許可制度に係る事務委任を受けた際（平成 29 年 4 月）に、当時京都府が事後報告案件として取り扱っていた付議基準について、一部を除き条例化を行い、許可手続きの迅速化・簡素化を図っている。

### 開発許可制度運用指針（国の技術的助言） 抜粋

#### I-6-II 第 12 号関係

- (1) 開発審査会の審査基準のうち定型的なものは原則条例化することが可能であり、実務の積み重ねがあるものは条例化の対象となるものと考えられる。（中略）条例の制定は、開発許可基準の明確化と開発許可手続きの迅速化、簡素化に資するものであることから、開発審査会で包括承認等の取扱いを行っている開発行為については積極的に条例の対象とすることが望ましい。
- (2) 審査基準として定められているものの他にも定型的なものであれば開発審査会の承諾を受けて条例化することも可能（中略）条例制定に当たっては、対象とされる開発行為が「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当」なものであることが定型的に認められる必要があり、開発審査会の承諾の他、（中略）が望ましい。

## 4 今回条例化する基準

### (1) 付議基準第 6 項「災害危険区域等からの建築物の移転」

6 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域等災害の発生のおそれがある区域から建築物又は第一種特定工作物を移転する場合で、従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物又は第一種特定工作物を従前とほぼ同一の規模の敷地に建築又は建設するもの

理由：次の 2 点の審査であり、適合性の判断が定型的かつ明確に行うことができる。

① 従前の建築物等が災害危険区域等の区域内に位置すること。

② 従前とほぼ同一の用途及び規模の建築物の建築等であること。

激甚化・頻発化する災害に対応するため、迅速な移転の必要性が高まっている。

(2) 付議基準第10項1号「既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築」

- |  |
|--|
| 10 やむを得ない事情が認められ、周辺の土地利用に支障を及ぼさない場合で、次のいずれかに該当するもの<br>(1) 原則として露天の資材置場又は駐車場として、現に適正に使用されている土地の出入口等に建築する管理棟（概ね5平方メートル以内）と便所 |
|--|

理由：次の2点の審査であり、適合性の判断が定型的かつ明確に行うことができる。

- ① 原則として露天の資材置場又は駐車場として、現に適正に使用されている土地であること。
- ② 上記土地の出入口等に建築する管理棟（概ね5㎡以内）と便所であること。

⇒令和4年3月23日開催の第180回京都府開発審査会において、上記(1)(2)の基準を条例化することについて照会し、承諾を得ている。

5 今後の予定

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正

⇒付議基準第6項及び第10項1号を条例に移行すべく令和4年6月定例会への上程を予定

6 参考（開発審査会付議基準一覧 府市対照表）

開発審査会付議基準（京都府）		開発審査会付議基準（亀岡市）	
	事後報告承認年月日		条例化
1 農家の世帯分離のための住宅	H20.9.11		H29.4.1
2 非農家の世帯分離のための住宅	H20.9.11		H29.4.1
3 収用対象事業の施行による移転又は除却	S58.5.28		H29.4.1
4 神社仏閣、宗教施設		1 神社仏閣、宗教施設	
5 研究対象が市街化調整区域内に存する場合等の研究施設		2 研究対象が市街化調整区域内に存する場合等の研究施設	
6 市街化調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寄宿舍等		3 市街化調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寄宿舍等	
7 既存集落内における自己用住宅		4 既存集落内における自己用住宅	
8 地区集会所等の法第29条第1項第三号の施設に準じる施設		5 地区集会所等の法第29条第1項第三号の施設に準じる施設	
9 災害危険区域等からの建築物等の移転	H28.12.22	6 災害危険区域等からの建築物等の移転	6月議会上程予定
10 (削除)			
11 運動、レジャー施設等の附属建築物		7 運動、レジャー施設等の附属建築物	
12 第二種特定工作物に併設する宿泊施設		8 第二種特定工作物に併設する宿泊施設	
13 土地区画整理事業が施行された土地の区域内の建築物（事後報告の対象は、予定建築物の用途が専用住宅又は第一種低層住居専用地域に建築可能な兼用住宅に限る。）	H19.3.16	9 土地区画整理事業が施行された土地の区域内の建築物	
14 やむを得ない事情による建築、用途の変更等		10 やむを得ない事情による建築、用途の変更等	
(1) 既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築	R4.3.23	(1) 既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築	6月議会上程予定
(2) 建蔽率、容積率に余裕がない敷地において増築を行うための敷地の拡大		(2) 建蔽率、容積率に余裕がない敷地において増築を行うための敷地の拡大	
(3) 相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による適格性の解除	H16.9.13	(3) 相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更	H29.4.1
(4) 相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更		(4) 収用対象事業等により開発許可を受けた住宅団地内の未利用敷地での住宅の建築	
(5) 収用対象事業等により開発許可を受けた住宅団地内の未利用敷地での住宅の建築	H18.12.6		
15 知事指定の区域（既存集落）における自己用住宅	H24.9.11		H29.4.1
16 南丹・福知山・舞鶴都市計画区域内の線引き以前からの宅地における自己用住宅	H20.5.19		H29.4.1
17 知事指定の区域（線引き以前に概成した住宅団地）における自己用住宅	H17.3.17		H29.4.1
18 特定流通業務施設		11 特定流通業務施設	
19 農産物直売所		12 農産物直売所	
20 南丹・福知山・舞鶴都市計画区域における地元農産物等を原材料とする製造施設		13 地元農産物等を原材料とする製造施設	
21 社会福祉施設		14 社会福祉施設	
22 その他やむを得ないもの		15 古民家を活用した観光振興のために必要な宿泊・飲食等の提供の用に供する施設への用途変更	
		16 その他やむを得ないもの	

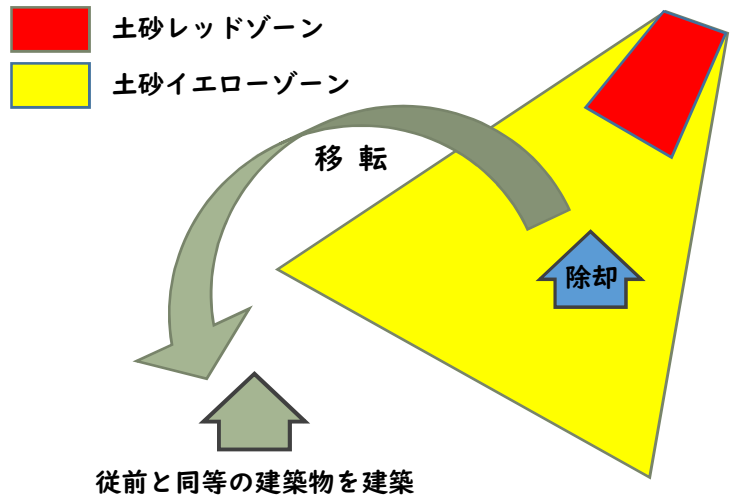
## 資料1の「4 今回条例化する基準」について

## (1) 付議基準第6項「災害危険区域等からの建築物の移転」

※本資料は土砂災害を例に作成

例えば・・・

市街化調整区域の土砂イエローゾーン内に存在する住宅などを周辺の災害ハザードエリアに指定されていない市街化調整区域の土地に移転する場合



## (2) 付議基準第10項第1号

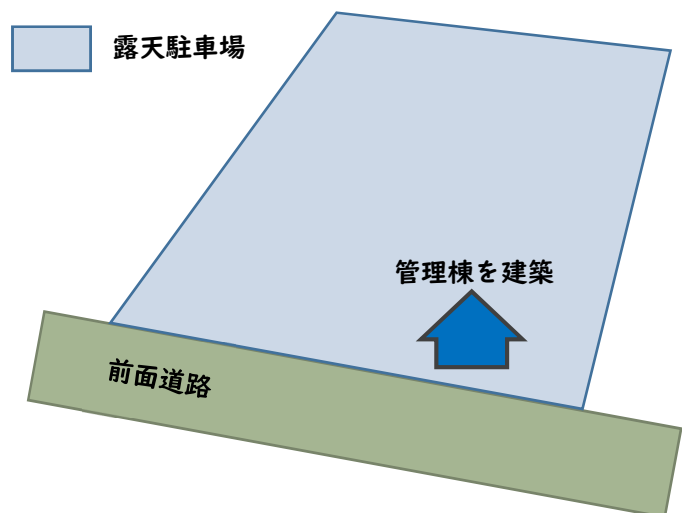
「既存の土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設の建築」

※本資料は露天駐車場を例に作成

例えば・・・

市街化調整区域内の露天駐車場の出入口に車両の出入りを管理する建築物を建築する場合

※必要最低限の施設に限る



# 産業建設常任委員会

- 1) 亀岡運動公園競技場改修について

令和4年5月25日(水)

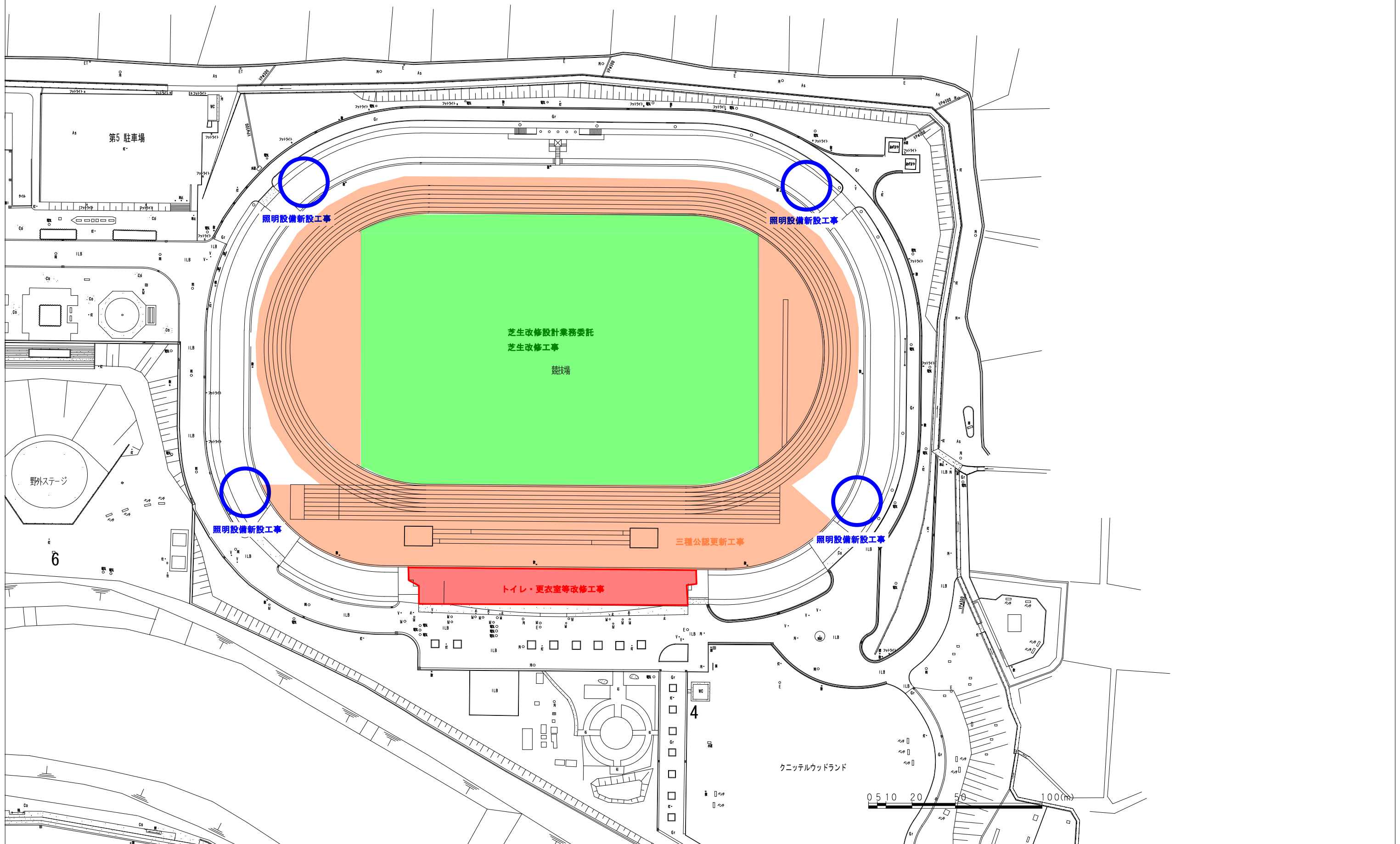
まちづくり推進部都市整備課

## 亀岡運動公園競技場改修について

老朽化した公園施設の更新及び大規模な大会の誘致を目指す京都スタジアムとの一体的な利活用を図るほか、市民サービスの向上にも寄与するため設備の改修を図ります。

1. 亀岡運動公園競技場メインスタンド改修  
社会資本整備総合交付金事業(都市公園事業)  
工事予算規模:200,000 千円  
工 事 概 要: トイレ改修  
ロッカールーム・シャワー室更新  
研修室更新  
フィールド門扉改修
2. 亀岡運動公園競技場フィールド芝舗装改修  
学校施設環境改善交付金事業(ラグビー場)  
工事予算規模:155,000 千円  
工 事 概 要: 競技場フィールド芝舗装改修設計  
競技場フィールド芝舗装改修工事
3. 亀岡運動公園競技場夜間照明設備整備  
社会資本整備総合交付金事業(都市公園事業)  
工事予算規模:253,000 千円  
工 事 概 要: 競技場照明設備整備工事
4. 亀岡運動公園競技場第三種公認改修工事  
工事予算規模:257,600 千円  
工 事 概 要: ウレタン舗装改修  
グラウンドコート施設整備





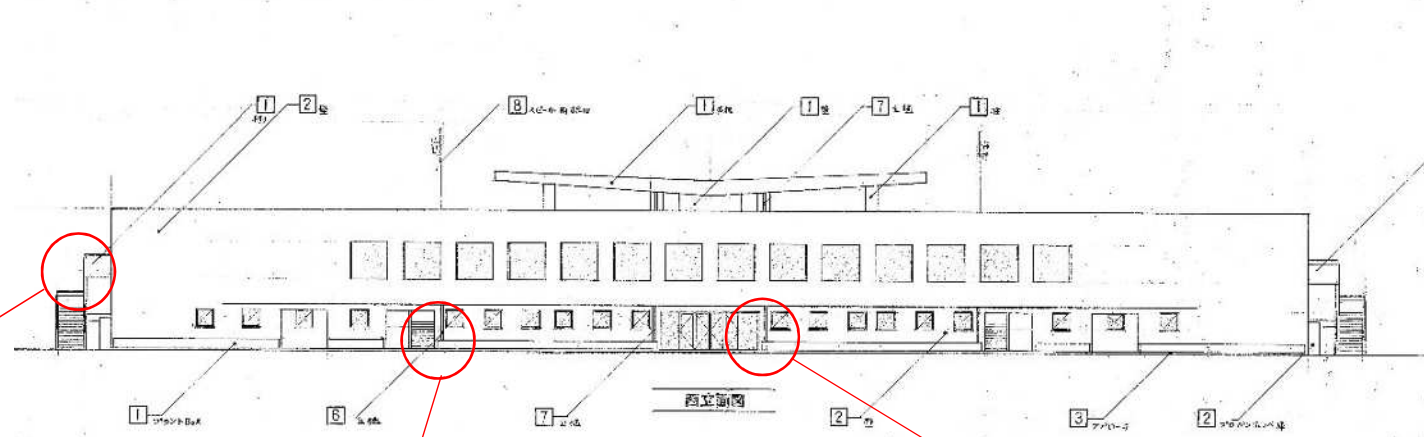
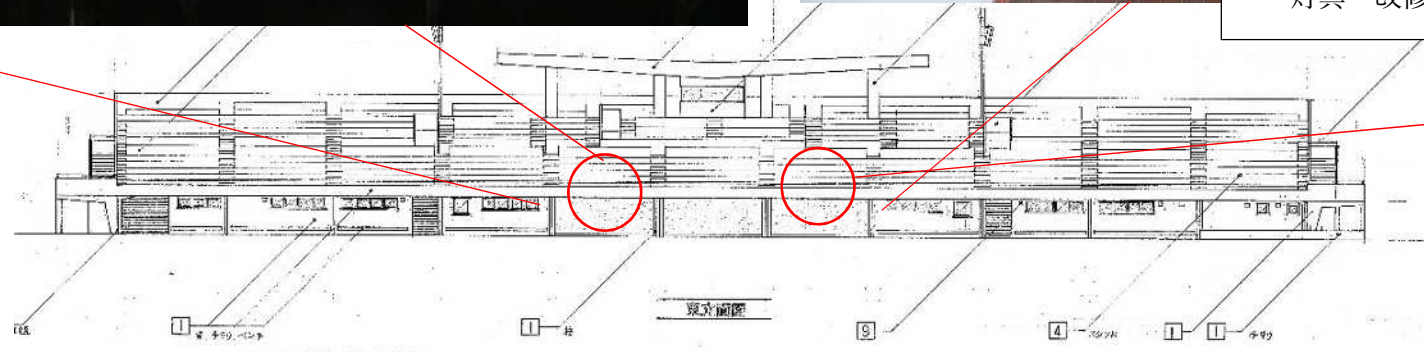




扉 改修対応



灯具 改修対応



灯具 改修対応



議会視察による意見  
・扉、灯具、外壁塗装等同時にできる  
修繕工事は、実施したほうがいい。

## 鶏卵G P（選別包装）センター建設補助事業について

## 1 趣 旨

市内で鶏卵の採卵農場を経営している農業者が蕨田野町太田地内に新たに鶏卵G P（選別包装）センターを建設することに対し、国の補助金の交付を受け、事業支援を行います。

当該施設の建設により、農場で採卵した鶏卵の店舗への出荷にあたり、輸送コストの削減、鶏卵の品質向上及び販路の拡大につなげることができます。

## 2 事業概要

## 【目的】

鶏卵G P（選別包装）センターの本市での建設を補助することにより、新鮮な卵の販売及び廃棄ロスの削減、CO<sub>2</sub>排出量の削減等により環境負荷の軽減を図るとともに、畜産業の振興を目的としています。

## 【事業実施主体】

亀岡G Pセンターコンソーシアム（13団体で構成する組織）

※事務局：有限会社三和鶏園

## 【施設概要】

鶏卵G P（選別包装）センター

- 構造 鉄骨造
- 面積 7,767 m<sup>2</sup>（うち補助対象面積7,123 m<sup>2</sup>）

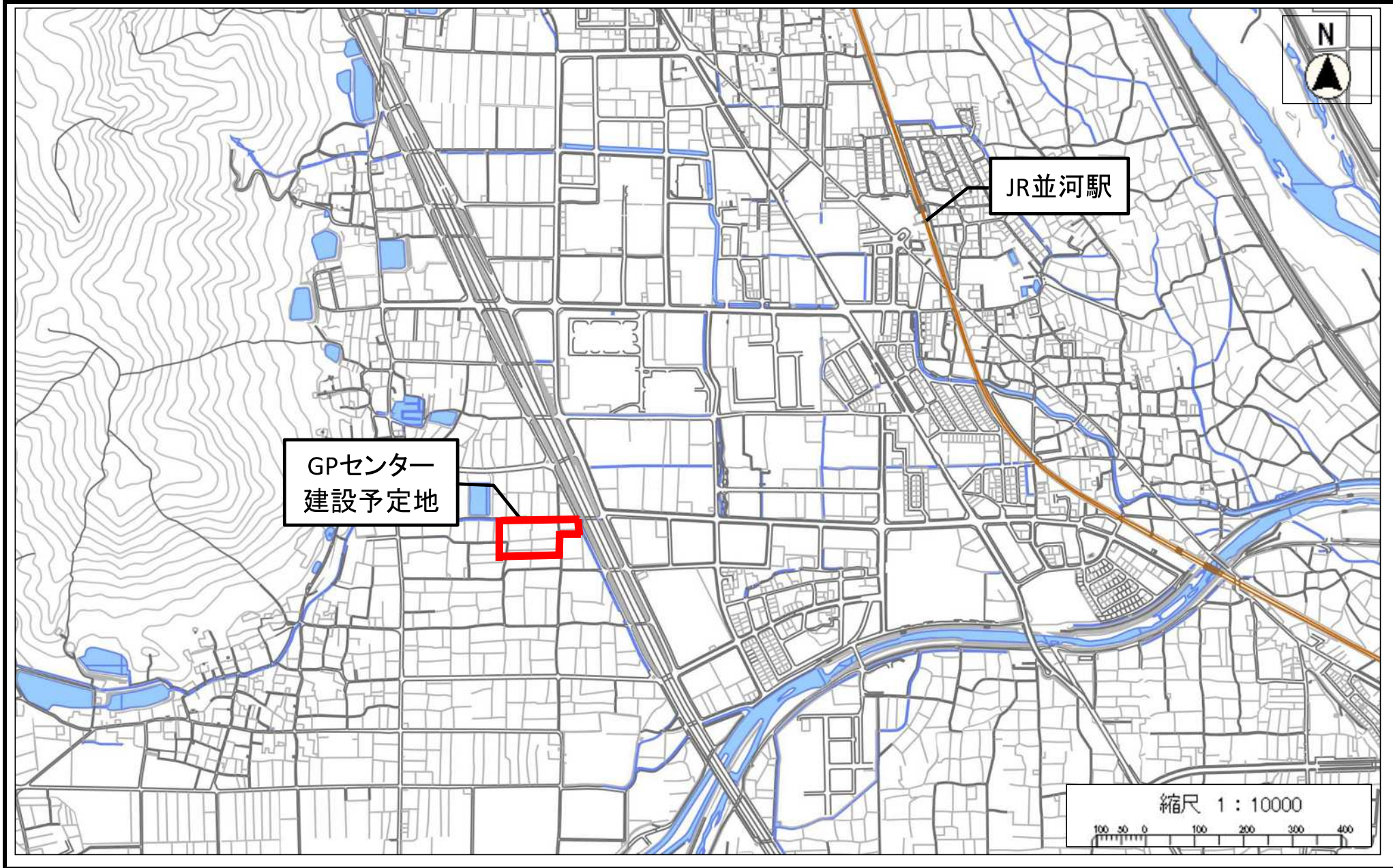
## 【事業費】

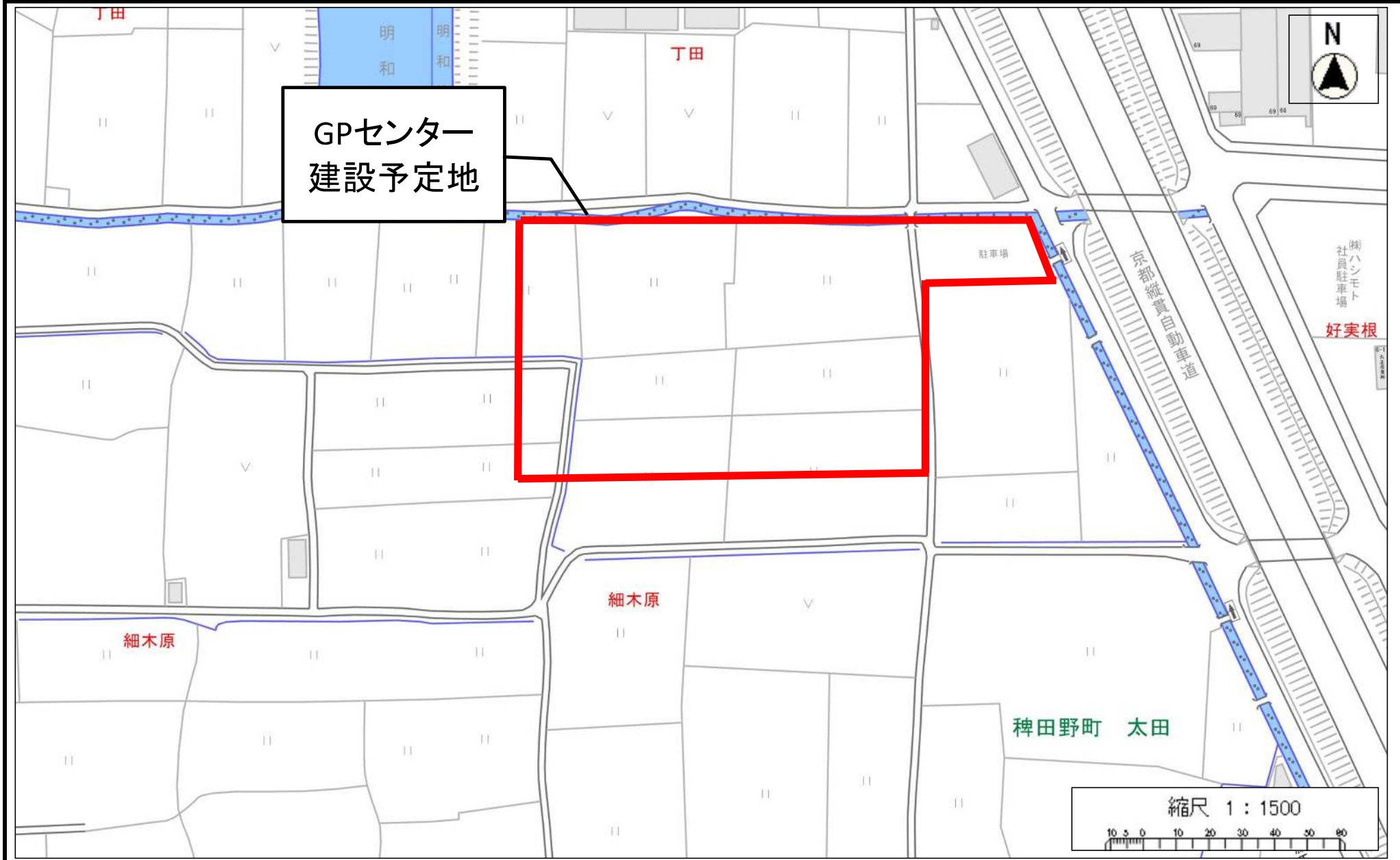
総事業費	2,904,000 千円	
内訳	鶏卵梱包施設	1,529,000 千円
	洗浄装置、殺菌装置	76,891 千円
	洗浄・殺菌装置に付属する設備	253,109 千円
	選別機、検卵装置、その他設備	1,045,000 千円

## 【補助概要】

- 補助金名称 畜産振興事業費補助金
- 国庫補助金名称 強い農業づくり総合支援交付金
- 補助金額 839,954 千円







## 亀岡市土づくりセンター有機肥料生産用車両の整備について

### 【趣旨】

亀岡市土づくりセンターは、家畜糞尿ともみ殻を混合して発酵させ、適正な品質管理のもとでどんな作物にも適合する有機肥料生産を行っています。

令和4年2月9日に発生しました土づくりセンターにおける火災において焼失した車両について、肥料生産作業の根幹に必要な車両であり業務に支障をきたすため、早急に調達する必要があることから、それらの車両うち市所有車両2台に係る新車導入費用の一部を支出するものです。

### 【新規導入車両】

- 4トンドンプ（三菱ふそう FA）
- マニアスプレッダー（HST 駆動 スーパービーター仕様）

### 【支出区分】

- 業務委託料
  - 4トンドンプについて、市は取得費用の1/2を指定管理料として支出する
- 購入費補助金
  - マニアスプレッダーについては、作業用に緊急に必要であるため、先に農業公社が車両を購入し、市は取得費用の1/2の額を補助金交付する

名称	ダンプ	マニアスプレッダー
被害車両車種 車両形状 型式	三菱ファイター（穀穀運搬車） PDG-FK71F	デリカ（堆肥散布機） DMA-252-S
所有者	亀岡市	亀岡市
被害程度	全焼	全焼
火災被害を受けた車両の 車両番号	京都100せ986	
新車購入・修理金額	新車購入 11,830,000円	新車購入 7,430,000円
亀岡市負担額	5,915,000円	3,715,000円
市農業公社負担額	5,915,000円	3,715,000円